

市内のコンビニに AED 機器を 設置しています



市では、平成29年から、市内にある24時間営業のコンビニエンスストアにAED(自動体外式除細動器)を設置しています。

これは、突然人が倒れた時、居合わせた人が近くのコンビニエンスストアでAEDを借り受け、迅速な救命措置を行うことができる機会を増やすのが目的です。

今年の9月より、新たに設置店舗が2店加わり、市内のファミリーマート13店舗と、セブンイレブン4店舗でご利用いただけるようになりました。

AED設置店舗にはステッカーを掲示しています。ステッカーが掲示されているコンビニエンスストアではAEDの受け渡しを行い、機器の操作・使用は借り受けた人が行います。

AEDは、音声で使用方法の指示が出ますので初めての人でも使用でき、特定の症状以外では作動しない仕組みになっています。夜間や休日においても使用できますので、いざという時にご活用ください。

問合せ＝市民安全課(内線629)

設置店舗一覧

ファミリーマート

店名	所在地
北郡山店	北郡山町145-11
郡山小泉店	小泉町2071-3
郡山小泉口店	小泉町734-1
JR大和小泉駅前店	小泉町東三丁目1-1
近鉄九条駅前店	九条町289-4
郡山池之内店	池之内町497-1
郡山杉町店	杉町208-4
大和郡山外川町店	外川町53-1
近鉄郡山駅前店	南郡山町520-40
郡山白土店	白土町222-1
近鉄筒井駅改札前店	筒井町697-1
郡山下三橋店	下三橋町433-1
近鉄筒井駅前店	筒井町635-1

セブンイレブン

近鉄郡山駅前店	朝日町520-31
大和郡山今国府町店	今国府町180-1
大和郡山九条町店	九条町175-1
大和郡山小林町西店	小林町西2-1-3

浄化槽の維持管理はできていますか？ 10月1日は浄化槽の日です

河川の水質汚濁の大きな要因は生活排水(トイレ、炊事、洗濯など)です。下水道が通っていない地域では、生活排水は浄化槽によって処理された後、河川に放流されます。浄化槽は河川をきれいにする重要な役割を果たしています。



保守点検、清掃、法定検査を適正に実施してください

浄化槽は微生物の働きを利用して生活排水を処理するため、微生物が活動しやすい環境を保つよう維持管理が必要です。維持管理には**保守点検・清掃・法定検査**があり、法律で**定期的**に実施することが義務付けられています。

保守点検

浄化槽の機能を点検し、装置の調整・修理、清掃時期の判断、消毒剤の補充などを行います。奈良県知事の登録を受けた保守点検業者にご依頼ください。

問合せ＝県景環・環境総合センター(☎0744-47-3805)

※「エコなら」ホームページ内に業者名簿を掲載しています。(業者名簿のQRコード→)



清掃

浄化槽を使用していると、槽内に微生物の死骸や汚泥が溜まってきますので、毎年1回以上の清掃が法律で義務付けられています。浄化槽の清掃については、大和郡山市クリーンセンター衛生センターまで問い合わせください。

問合せ＝単独浄化槽→収集係(☎56-2279)・合併浄化槽→施設管理係(☎56-4579)

※市ホームページ「トップ>暮らし>生活・環境>し尿・浄化槽>浄化槽の清掃」からもご覧いただけます。

法定検査

浄化槽が適正に管理(保守点検と清掃)され、正常に働いているかを検査します。いわば、浄化槽の健康診断に当たるもので、どんな浄化槽でも毎年1回の受検が義務付けられています。

問合せ＝(一社)奈良県環境保全協会(☎0745-22-5161・HPのQRコード→)

